

生活衛生とちぎ

編集・発行

公益財団法人 栃木県生活衛生
営業指導センター
〒320-0027
宇都宮市瑞田1-3-5砂川ビル
TEL028(625)2660栃木県保健福祉部生活衛生課
〒320-8501
宇都宮市瑞田1-1-20 TEL028(623)3110

平成29年度 栃木県生活衛生同業組合協議会定期総会を開催



栃木県生活衛生同業組合協議会（加賀田敏雄会長）は、6月20日、宇都宮市内のホテルニューイタヤにおいて、総勢約100名の会員・来賓出席の下、平成29年度定期総会を盛大に開催いたしました。

まず最初に、加賀田会長挨拶の後、ご来賓として、県生活衛生課長 高橋正典様、日本政策金融公庫宇都宮支店長 山下恵庸様、同公庫佐野支店長 加藤久美子様からご祝辞を頂戴した後、議事に入りました。

議事は、加賀田会長が議長となり、平成28年度事業実績報告など、すべての提出議案が満場一致で採択され、引き続き、報告事項である協議会監事の選任、（公財）栃木県生活衛生営業指導センターの平成29年度事業計画等について説明し、無事終了いたしました。

～ご出席いただいた会員の皆様、ご協力ありがとうございました。～

● 平成29年度栃木県生活衛生同業組合協議会事業計画

- 1 生活衛生同業組合の組織強化
- 2 （公財）栃木県生活衛生営業指導センターの事業に対する協力
- 3 各種表彰等の推薦
- 4 全国生活衛生同業組合中央会、各同業組合連合会、県内各同業組合相互の情報交換
- 5 関係行政機関の行う事業への参加並びに関係団体との連絡調整
- 6 生衛業の近代化・合理化対策のため、関係機関への要望・陳情
- 7 その他、目的達成のために必要な事項



就任ごあいさつ

宇都宮市保健福祉部保健所 生活衛生課長 木原 晴子



このたび、宇都宮市保健福祉部保健所生活衛生課 課長に着任しました木原晴子でございます。日ごろから生活衛生行政をはじめとして、市政全般にわたり特段のご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、生活衛生営業は、地域に密着し、日常生活に必要不可欠なサービス・商品を提供する、地域社会の活性に欠くことのできない存在であります。近年の生活衛生営業を取り巻く環境は、個人消費の伸び悩みや、本格的な人口減少社会を迎えることなどによる後継者不足の問題など、依然として厳しい状況にあると伺っております。

一方、景気回復が期待される明るいニュースといたしまして、昨年の本市への観光入込客数や外国人宿泊者数は過去最高を記録したところであり、今後も、JR 6社による観光キャンペーン「本物の出会い栃木デスティネーションキャンペーン」などの大型イベントや、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2022年の栃木国体が控えており、国内外から多くの誘客が見込まれます。観光客の皆様には魅力あふれる食と観光を楽しんでいただくため、生活衛生関係営業の皆様には、より一層のおもてなしの充実と、安全・安心なサービスの提供が、ますます重要となってまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

このような中、栃木県生活衛生営業指導センターにおかれましては、加賀田理事長を中心として、経営面をはじめ、衛生水準の維持・向上などの様々な取組を通じて、魅力ある店づくりや生活衛生関連業界の充実などに努めてくださっていることは、誠に心強い限りであり、本市といたしましても、皆様と連携、協力し、保健・医療・福祉サービスの充実に努めてまいりる所存ですので、引き続きご指導とご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

支部だより

平成29年度総会の開催と新支部長のご紹介(栃木支部)

夏の暑い盛りの7月11日、栃木支部は栃木市内のサンプラザにおいて平成29年度総会を開催しました。総会は、鈴木栃木市長、指導センター田辺専務理事を始め多くの来賓をお迎えし盛大に開催されました。平成28年度事業報告や決算報告など全ての議案が承認され、表彰式では、4名の方々が支部長表彰を受賞されました。

また、今年度は役員の改選が行われました。

支部長は2期4年間にわたり栃木支部の発展にご尽力いただいたクリーニング業生活衛生同業組合の石橋正英氏が勇退され、新たに理容生活衛生同業組合の苗木安孝氏に就任していただくことが満場一致で承認されました。

苗木氏は「栃木支部の発展のため、自分なりに一生懸命やっていきたいと思います。会員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。」と抱負を述べられていらっしゃいました。

生活衛生同業組合の組合員の皆様方には、新体制となりました栃木支部へのご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。(栃木支部事務局)



新支部長 苗木 安孝さん

組合だより

地域ふれあいたすけあい事業を実施して(興行組合)

6月24日、興行生活衛生同業組合(三井勝茂理事長)では、「宇都宮ヒカリ座」において、地域ふれあいたすけあい事業として映画『奇跡の子どもたち』の特別上映会を実施しました。

本映画は、生まれながらにして「AADC欠損症」という稀少難病を患っている3名の子どもたちの成長過程や遺伝子治療を受けて改善していく様子などを10年間にわたり記録したドキュメンタリー映画です。

この事業は、映画を通じて、稀少難病に対する県民理解の促進や高度先進遺伝子治療の進歩及び世界で初めて治療が行われた本県自治医科大学附属病院の医療チームの活動を、広く県民にお知らせすることを目的として実施しました。

上映会に先立ち、通常の映画宣伝活動のみならず、各医療機関、関連団体、栃木県へ広報を依頼する一方、各マスメディアに対しても取材依頼を行った結果、上映会当日の入場者数は330名を超え、立ち見の人もたくさんおりました。

上映会に参加した人のほとんどが、稀少難病を患いながらも力強く生きている子供たちと、それを支える周囲の人々の姿に深い感銘を受け、涙する姿も見受けられました。上映後のトークショーでは、稀少難病と高度先進遺伝子治療及び本県自治医科大学附属病院の取り組みに対し理解を深めることができました。

また、当日行ったチャリティー活動では、関係者のご協力により、多くの募金が集まり、栃木県難病団体連絡協議会・病気と闘う子どもとご家族の滞在施設「とちぎハウス」・AADC欠損症家族会へそれぞれ寄付させていただきました。(興行組合事務局長 三井寛)



支部だより

矢板支部総会と新支部長のご紹介(矢板支部)

平成29年7月11日(火)、矢板市生涯学習館において、平成29年度定期総会を開催し、来賓として栃木県県北健康福祉センター栗野哲実所長、矢板健康福祉センター薄井忠孝所長、公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センター田辺悦夫専務理事の出席をいただきました。

平成28年度の事業報告や平成29年度の予算など第1号から第5号まで、全ての議案につ

いて承認可決されました。第5号議案の役員改選では、平成25年度から2期、4年間支部長を務めた理容組合矢板支部の栗田利道氏が退任し、美容業組合塩谷支部の渡辺稔氏が新支部長として就任することが承認されました。

今後、渡辺新支部長のもと、平成29年度の各種事業の活動を通じて、各組合員の経営の安定及び衛生水準の向上を図っていきたいと思います。(矢板支部事務局)



総会風景(向かって前列左が勇退した栗田さん、右が渡辺新支部長)

平成29年度第1回協議会支部長、経営特別相談員、事務局長等合同会議を開催しました



去る6月27日、宇都宮市内のニューみくらにおいて、県生活衛生課 高橋課長、見目課長補佐、福田主査ご臨席のもと、県内に11ある協議会の支部長さん、支部事務局長さん、経営特別相談員部会長さんによる合同会議を開催しました。

議事では、栃木県生活衛生同業組合協議会と(公財)栃木県生活衛生営業指導センターに関する平成28年度事業報告や平成29年度事業計画、衛生水準の確保・向上事業への取組み等について説明後、支部事業における経営講習会や消費者懇談会等の実施について説明し、最後に「生衛法制定60周年等記念大会」の開催について情報提供したのち、質疑を行い、出席者全員から了解を得ることができました。

続いて、平成29年度経営特別相談員による巡回指導事業について、平成28年度は目標2,000件に対し実績が1,376件であったことから、平成29年度は2,000件を達成できるよう特相員の一層のご尽力をお願いしました。また、前回の合同会議でありました、指導カルテの見直し要望を踏まえ、今回、巡回指導に用いる指導カルテの内容を見直し、業種別カルテの業種別種類を2種類から3種類に増やすこと、記入する項目数を大幅に減らすことなどを提案し、全支部の特相員部会長から賛同していただきました。

最後に、県生活衛生課からご発言をいただき、「指導カルテによる巡回指導事業は、経営特別相談員が各店舗を巡回方式で訪問し、経営や衛生などの指導を行うことにより、県民生活における衛生水準の維持・向上を図ることを目的としておりますが、一方で、組合員の店舗へ訪問し経営者との面談を通じ、組合役員である特相員と会員さんが直接会って様々なことを話せるキッカケづくりになるものであります。つまり、特相員は組合と組合員をつなぐパイプ役であり、本事業は、組合組織の充実、強化を図る観点からも、大変、重要な事業であると認識しているので、活発な巡回指導をお願いしたい。」旨のご助言をいただき、会議は終了しました。

● クリーニング師研修&業務従事者講習のお知らせ

クリーニング師及び業務従事者は、3年に1回の研修等の受講が義務付けられています。

今年度は下記の日程で実施します。該当する方には受講案内を郵送しますので必ず受講してください。

なお、ご不明な点は、栃木県生活衛生営業指導センター（028-625-2660）へお問い合わせください。

クリーニング師研修①	平成29年10月 3日（火）	安足健康福祉センター
クリーニング師研修②	平成29年10月31日（火）	宇都宮市保健所
業務従事者講習①	平成29年11月 7日（火）	ウイング小山
業務従事者講習②	平成30年 2月 6日（火）	安足健康福祉センター

平成29年度経営特別相談員研修会を開催しました



県央会場



県北会場

栃木県よろず支援拠点
コーディネーター 半田 富男 講師

(一社) 全国労働保険事務組合連合会栃木支部
副会長 葛西美奈子 講師

平成29年7月及び8月に平成29年度生活衛生営業経営特別相談員研修会を県北・県央・県南ブロックの3会場に分けて開催したところ、101名の方が受講されました。

今年度は、全国的に取り組んでいる「最低賃金引上げ・厚生年金適用促進事業研修会」と合わせて実施しました。主な研修内容は次のとおりです。

○ 経営特別相談員制度の概要及びその役割について

研修会の冒頭、当センターから、特相員制度の概要や役割、理・美容業に関する規制改革の実施、住宅宿泊事業法（民泊新法）の成立、受動喫煙対策の強化に関する状況など生衛業界を取り巻く最近の動きを交えて説明しました。

○ 生活衛生改善貸付の概要及び有効活用について

㈱日本政策金融公庫の宇都宮・佐野支店の融資課長から、生活衛生関係営業経営改善資金（衛経）の限度額拡充に関する留意事項や各組合事務局から要望のあった推薦依頼書の記入方法、添付書類のチェック方法等について実践的な説明が行われました。

○ 生衛業の税制について

当センターが税務相談事業を委託している税理士から、今年度の税制改正により、配偶者控除、配偶者特別控除が見直され平成30年度の所得税から適応されることや、消費税軽減税率導入補助金（レジの導入）の継続など、生衛業への税制について講義が行われました。

○ 生衛業の動向・経営について

栃木県よろず支援拠点のコーディネーター（中小企業診断士）から、豊富な経験に基づく経営に関する実践的な講義とともに、最低賃金の現状、最低賃金引き上げの必要性、業務改善助成金に関する支給対象者、支給要件、助成額、具体的な活用事例等について説明が行われました。

○ 社会保険・労働保険制度について

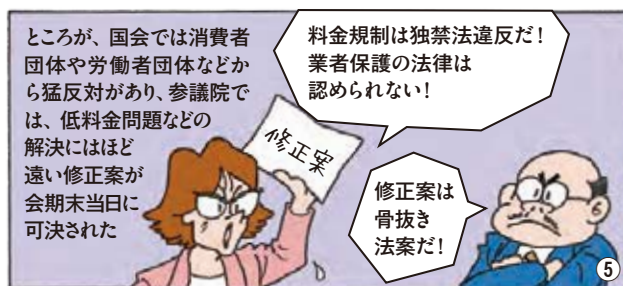
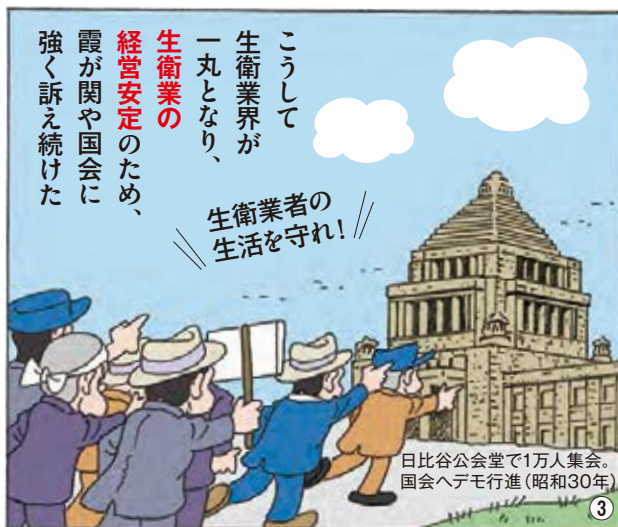
全国労働保険事務組合連合会栃木支部の葛西副会長（社会保険労務士）から、社会保険と労働保険に関する基礎知識や加入のメリット、保険料及び雇用や処遇改善に関する助成金等について説明が行われました。人材を確保するためにも社会保険に加入するよう強い勧誘がありました。

我々、生衛業界は、社会保険加入率が低いという全国データがあり、その中で、飲食業と旅館業は特に低いとされています。

人手不足が表面化してきた昨今、優秀な人材を確保するためには、社会保険の加入や最低賃金の引き上げなどへの適切な対応は大変重要なものです。全会員の店舗が社会保険に加入するよう努めましょう。
(指導センター事務局)

生活衛生同業組合加入

生衛法の成り立ち



※生衛法…生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年当時の名称は「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」）

生活衛生営業指導センターの実施事業

生活衛生営業指導センターは、「生衛法」(昭和54年第8次改正)に基づき、全国及び都道府県に、それぞれ1つだけ設立される公益財団法人です。

指導センターは、衛生水準の維持向上及び利用者・消費者を擁護する見地から生衛業の健全な発達を図ることを目的として、生衛業と生衛組合に対する支援活動を実施しています。

融資の相談

長期返済で低利の「日本政策金融公庫の生衛貸付」の申込手続きなどのご相談に応じています。



経営の相談

経営や衛生などお店の経営全般についてのご相談に応じています。



専門的な相談

顧客とのトラブル、税務申告、年金問題などについて顧問の弁護士、税理士、社会保険労務士が応じています。



研修会・講習会の実施

生衛業の基本的な問題やタイムリーな話題について定期的に開催しています。



をおすすめします



生衛組合の意義と活動

生衛法の制定で業種ごとに、各都道府県に1つ営業者の自主的組織として**同業組合**の設立が認められたんだ

生活衛生関係営業 (生衛業) 17 業種

理容・美容・興行場・
クリーニング・
公衆浴場・旅館ホテル
簡易宿所・めん類・
すし・喫茶・中華料理・
社交・料理・一般飲食・
食肉・食鳥肉・氷雪



①

昭和32年～33年にかけて各地で続々設立されたんだ
組合加入率は90%以上だったんだね！各組合の全国連合会も誕生したんだ



②



生衛法制定で、組合は対外交渉力が強くなり、生衛業者の社会的地位も向上したんだね

当時は、生衛組合は、衛生水準の向上と生衛業の経営の安定を図ることを目的に、料金や営業方法（休日、営業時間）に関する措置を実施することができた

③

当時の生衛業は市中銀行からの資金借入れは容易でなかった

組合の度重なる要求活動で**生衛業のための金融公庫**もできたんだ



(昭和42年)

組合の行動力の成果です

④

生衛法は**昭和54年の大改正**で、**生衛業の振興と消費者保護**が法律の目的に追加されたんだ。**指導センター**が新たに設立され、**生衛組合をサポート**することになったんだ



⑤

生衛組合は、地域の安全・安心の確保、地域の高齢化対応など**社会貢献活動**も実施しているんだ

「地域の健康づくり応援」「訪日外国人の受け入れ体制の整備」「地元行政と災害地域協定の締結」など



⑥

生衛組合は地域の衛生水準の向上に貢献しているんだ
皆さん！組合に加入して地域を守りましょう！

組合には、どなたでも加入でき、加入すると様々なメリットがあります！



⑦

※組合加入メリットのリーフレットもご覧ください

行政や業界の最新情報の発信

生衛業に関連するニュースやイベント情報、タイムリーな調査研究結果などを発信しています。



苦情相談

消費生活センター等と連携をとりながら、消費者からの苦情相談に応じています。



標準営業約款（Sマーク）の策定・普及・推進

提供するサービスや商品が厚生労働省の認可基準を満たしているお店を「標準営業約款登録店」とするSマーク制度の普及・推進を図っています。



その他、災害協定など

福祉施設への奉仕など地域への支援活動、災害発生時の貢献のための県との協定締結などを行っています。

指導センターは生衛業の皆さまのサポーターです

無料です

どなたでも相談できます



お問い合わせ先は
各都道府県指導センター
ホームページで

栃木県指導センター

検索

生活衛生同業組合加入は多くのメリット!!

1

各種共済、保険料掛金の節約

- ・総合賠償共済制度
- ・生命傷害共済制度
- ・火災共済制度
- ・自動車総合共済制度 など

(注) 共済・保険制度は各業の特性に応じて内容が異なります。

<例1>
経費節約

2

研修会、講習会無料参加

- ・各業の技術講習会
- ・各業の衛生管理セミナー
- ・感染症対策講習会
- ・経営セミナー など



3

いち早い情報の入手

HACCPへの対応、規制緩和、食中毒、新型インフルエンザなど組合のネットワークで必要な情報をいち早く入手



4

生活衛生融資で有利な条件で利用できる

- ・低金利
- ・融資限度額が大きい
- ・長い返済期間
- ・無担保・無保証人の融資制度
- ・復興事業促進支援融資制度

<例2>
金利負担縮減



5

無料相談が受けられます

業種に応じた経営、法律、融資、税務、衛生に関する無料相談



6

各業の個別特典で経費節約

- ・カラオケ著作権料 20%割引
- ・クレジットカード手数料の優遇
- ・NHK受信料の 63%割引
- ・インターネットでのお店紹介
- ・特典付きの仕入れ業者紹介など

<例3>
経費節約

保険料の安い団体保険制度への加入がお得です

美容組合の例 美容所賠償責任補償制度の概要

美容組合の組合員になると、1店舗年間1,600円という組合ならではのリーズナブルな掛金で、大きな補償を受けられる保険に加入できます。

- 掛金は1店舗につき年間1,600円
- 身体賠償は1名につき5,000万円まで。1事故につき1億円まで。
- 財物賠償は1事故につき300万円まで。※受託物は500万円まで。



飲食業組合の例 全飲連新総合賠償(食中毒)共済制度の概要

「全国飲食業生活衛生同業組合連合会(都道府県飲食業組合の全国団体)」の組合員になると、食中毒賠償と総合賠償が一つになった共済制度に加入できます。組合ならではのリーズナブルな保険料です。

- 年間売上高2,000万円～3,000万円未満の一般飲食店・居酒屋の場合

食中毒賠償事故のみ補償

年間2,060円の掛金で5,000万円まで補償
(月々の掛金はわずか172円)
※オプションで休業補償も追加できます(例えば、支払限度10日間、保険金35万円で年間保険料は680円)



食中毒賠償事故 + 施設賠償事故 + 受託物賠償事故 + 人権侵害 + 宣伝障害 + 第三者医療費用の補償

年間11,000円の掛金で、食中毒事故を含め総額2億円まで補償(SS型)
※オプションで休業補償も追加できます(保険料、保険金はエコノミープランと一緒です)

エコノミープラン

ワイドプラン

◆各組合の団体保険制度の詳細は、都道府県組合又は都道府県指導センターにお問い合わせ下さい。

生活衛生組合に加入すると、日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます

飲食店営業の例

金利が低い

融資制度(振興事業貸付)

融資限度額が大きい

返済期間が長い

組合員は通常の金利と比べ最大1.05%低利1,000万円(10年間)の融資で約53万円の差

一般貸付の7,200万円にに対し、組合員の場合は1億5,000万円

返済期間が長いと、毎月の負担が少なくなります

一般は13年以内、組合員は20年以内

小規模経営者には、無担保・無保証人の組合員だけの融資制度あり

設備資金と運転資金をあわせて2,000万円、返済期間は設備10年、運転7年

カラオケ著作権料 毎月20%の割引(年払い30%)。BGMも20%割引です。 ※社交組合や飲食関係・旅館ホテル組合



NHK受信料 組合を通じてのお支払で63%の大幅割引。大変お得です。 ※全国旅館ホテル組合



クレジットカード 組合加入で手数料率の優遇。その分利益アップします。 ※各業の特性に応じて実施されており、取扱いのない組合もあります。



(注) 個別特約は、各業の特性に応じて実施されており、すべての組合員にあてはまるものではありません。